

一時保育利用のご案内 正誤表

6 頁 1.必要書類 の表

(誤)

認定区分・対象	上限額（月額）	必要書類
新 2 号認定 保育の必要性の認定を受ける 3～5 歳児	月額 3.7 万円まで	☐ 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ☐ 保育を必要とする事由を証する書類（▶06 ページ参照） ☐ マイナンバー確認資料の写し（▶08 ページ参照）
新 3 号認定 保育の必要性の認定を受ける 住民税非課税世帯の 0～2 歳児	月額 4.2 万円まで	☐ 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ☐ お子さまや世帯の状況により必要となる書類（▶07 ページ参照） ☐ マイナンバー確認資料の写し（▶08 ページ参照）

(正) 網掛け部分追記

認定区分・対象	上限額（月額）	必要書類
新 2 号認定 保育の必要性の認定を受ける 3～5 歳児	月額 3.7 万円まで	☐ 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ☐ 保育を必要とする事由を証する書類（▶06 ページ参照） ☐ お子さまや世帯の状況により必要となる書類（▶07 ページ参照） ☐ マイナンバー確認資料の写し（▶08 ページ参照）
新 3 号認定 保育の必要性の認定を受ける 住民税非課税世帯の 0～2 歳児	月額 4.2 万円まで	☐ 白井市子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ☐ 保育を必要とする事由を証する書類（▶06 ページ参照） ☐ お子さまや世帯の状況により必要となる書類（▶07 ページ参照） ☐ マイナンバー確認資料の写し（▶08 ページ参照）